

(付表)

平成28年度

不納欠損額の内訳

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計（業務勘定）

（単位：百万円）

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	—	—	—	—	—	—	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	—	—	114,948	5,364	114,948	5,364	延滞金債権 5,361
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	753	39	32,700	3,498	33,453	3,538	延滞金債権 3,538
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	—	—	—	—	—	—	